

③(13). 育児中の医師周囲の同僚にとり、業務負担が増える等の不公平を軽減する制度上(運用上)の工夫があればご記入ください。

1	育休と欠員が重なった際、代務医師を雇用したことがある。
2	業務内容・勤務時間に応じた給与体系の採用
3	労働時間数により〇割常勤という給与形態にしている
4	法人内他病院等からの応援等適宜依頼し対応
5	現在1名育休中で、該当科の医局代替医師派遣有
6	医師事務作業補助者の雇用。非常勤医師雇用による外来診療の負担軽減
7	非常勤医師の配置
8	現在、対象となる医師がいない
9	代務医師の活用による周囲の医師の負担軽減

③(14). その他、育児期継続就労支援に関する業務内容の変更等制度があれば内容を具体的にご記入ください。

1	時差出勤、作業軽減、勤務時間短縮、休業
2	該当者なし
3	短時間勤務医制度(出産や小学3年生年度末までの子を養育する医師のうち、短時間勤務を希望する医師をパートタイム職員として雇用するもの)
4	育児時間制度の活用
5	妊産婦・育児中の当直免除・緩和については、制度としてはありませんが、各診療科にて運用で負担軽減を行っています。
6	条例上、産・育休中の職員の当直免除の制度はないが、小学校就学までの子を養育する職員の申請により、深夜業務(22時～5時)の勤務を制限する制度はある。また、診療科の判断により、代務医師による代替等により対応している。
7	そもそも当直は外部から招へいしており、また時間外勤務が一切ないため、上記の質問に解答しづらい。制度化はしていないが、必要時に休みを取りやすい環境を提供している。
8	制度上なくても妊娠中の当直免除などは運用上で実施している。
9	勤務時間の短縮等の措置 勤務時間の短縮終了後、引き続き勤務する意志のある職員であり、小学生就学の始期に達するまでの子を養育する者を対象とする
10	子の看護休暇等の特別休暇制度
11	制度は無し。本人の希望により応相談